

仕様書

1 委託業務名

中小企業デジタル化・DX促進事業 情報発信強化業務委託

2 履行期限

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 業務目的

中小企業デジタル化・DX促進事業（以下「当該事業」という。）は、デジタル技術を活用し生産性向上に取り組む県内中小企業・小規模事業者に対して、デジタルツール導入等の経費の一部を助成し、新たな事業活動を促進することを目的としている。

当該事業を分かりやすく効果的に伝える広報活動を展開するとともに、県内中小企業・小規模事業者に対し、利用促進に向けたアプローチを図る。

4 業務内容

受託者は下記業務を、これまで蓄積した知見等を最大限に活用し、提案すること。

また、本仕様書の内容に対し、より良い方法がある場合には積極的に提案すること。

（1）広報活動戦略・計画の立案

実施する広報活動の実施要件は下記のとおり。この要件を満たす、最も効果的な戦略・計画を立案し提案すること。

- ① 短期集中的（令和8年3月）に実施する。
- ② 複数の広告媒体・手法（チラシ配布、新聞、WEB広告等）を活用する。
- ③ 統一されたイメージの広告コンテンツ（印象的なキャッチコピーで統一する等）を用いる。
- ④ 上記①～③により、ターゲット（愛知県内に拠点を置く中小企業・小規模企業の経営者、DX担当者）を委託者のHPに誘導し、利用につなげる。

（2）広報の実行、指揮、運営

上記（1）で立案した計画に基づき、その指揮、運営実行を行う。具体的には下記のとおり。

①どの媒体でも使用できる統一されたイメージの広告コンテンツをキャッチコピー、デザインを変えて2案作成し、委託者が選定できるようにする。なお作成したコンテンツは広報活動完了後も委託者が自由に使用できるよう取り計らうものとする。

②広報活動は最低限、下記の広告媒体・手法を全て活用し、それぞれの出稿量や露出期間、場所等は受託者の知見等を活かし、予算内で最適なものとなるよう計画、調整することとする。

- ・チラシ配布（印刷数3000部（A4両面）、配布先機関は委託者との調整により決定する）
- ・新聞広告（中日新聞、日経新聞、中部経済新聞への出稿は必須とする）
- ・WEB広告（DSP広告等、広告期間は最長2ヶ月間（3~4月）とする）

(3) 打合せ

業務の遂行にあたり、委託者と必要に応じて打合せを行う。

(4) 成果報告

広報活動はWEB広告を除き、令和8年3月30日までに完了し、同年3月31日までに実施した業務内容を「成果報告書」(任意の様式)にまとめ、エビデンス(実施した広報活動の様子が分かる写真やスクリーンショット等)を添付し提出することとする。

(5) スケジュール

下記スケジュールで進める。

令和8年2月		チラシ納品日(目安)※		3月~	3月31日
上旬	中下旬	2日(月)	6日(金)	広報活動実施	成果報告等 提出
契約締結	実施計画・ 広告コンテンツ 作成	データ	印刷物		

※チラシの納品日は委託者との協議により決定する

5 留意事項

- (1) 委託者は、本委託業務により作成した広報媒体の内容を受託者と協議の上変更できるものとする。
- (2) 本委託業務により作成した成果物の著作権法その他関係法上的一切の権利は委託者に帰属する。
- (3) 本委託業務で写真、画像、音楽等を使用する場合は、受託者の責任において権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い等の権利処理を済ませた上で納品すること。また、それに伴い発生する経費については、すべて委託金額内で実施すること。

6 管理責任者の選定及び報告義務

受託者は従事者の中から業務を統括する管理責任者を1名選定し、委託者に届け出ること。

7 業務改善指示

委託者は、受託者から提出された報告内容を精査し、進捗状況が不十分であると判断した場合には、受託者に対し、業務改善指示を行うことができる。

8 個人情報保護

本委託業務の履行に際して知り得た業務上の機密、個人情報、取引先の情報その他本委託業務の履行にあたって知りえた情報を第三者に漏らし、複製し、目的外に使用し、または持ち出してはならない。なお、本委託業務終了後においても同様とする。

9 関係法令の遵守

受託者は、本委託業務の実施にあたり、関係法令を遵守するとともに、これら法令上的一切の責任を負うこと。

10 その他

本仕様書及び契約書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議し、決定する。